

E B P M分析レポート：時間外労働の上限規制

令和4年3月3日

厚生労働省政策企画官

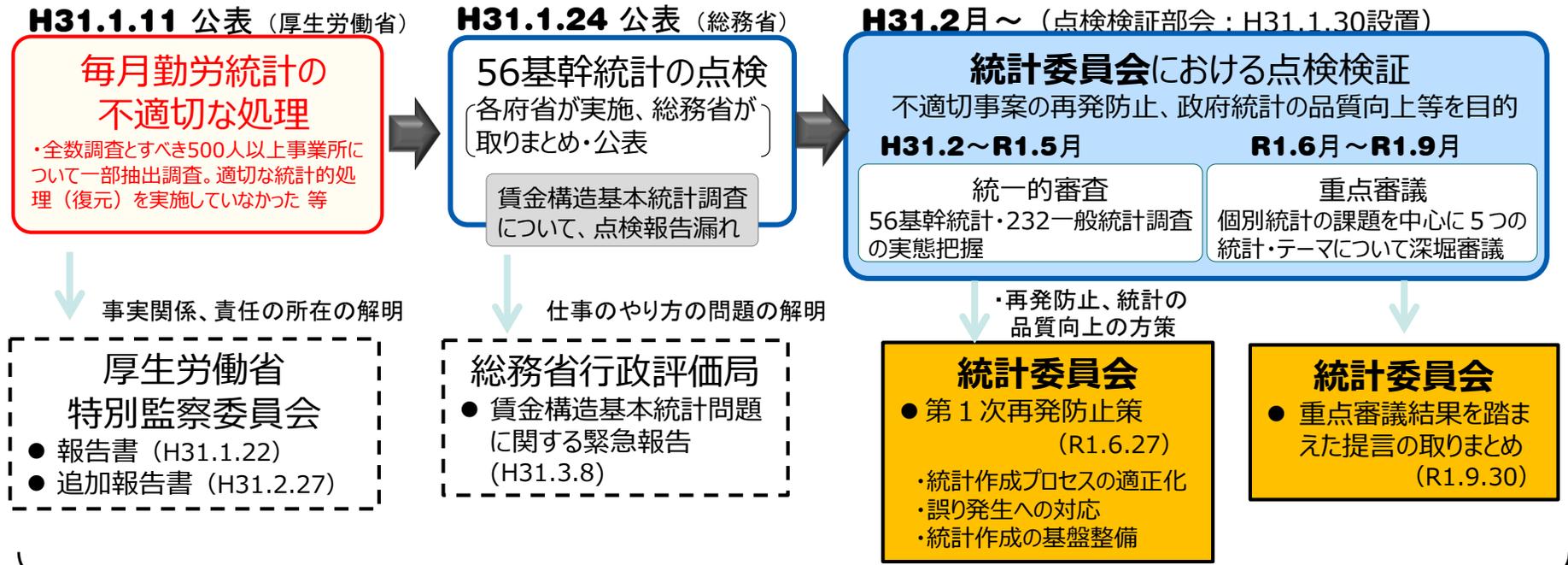
戸田淳仁

アジェンダ

- レポートを公表した背景（統計改革について）
- 時間外労働の上限規制について
- 分析データ
- 分析結果

- レポートを公表した背景（統計改革について）
- 時間外労働の上限規制について
- 分析データ
- 分析結果

- 一連の統計不適切事案を踏まえ、統計行政の信頼回復と不断の統計改革に取り組む観点から、統計委員会、統計改革推進会議、統計行政新生部会からそれぞれ提言がなされた。これらを踏まえ、第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」が令和2年6月2日に閣議決定し、同日、統計行政推進会議（各府省統計幹事で構成される会議体）で改革工程表が決定された。
- 厚生労働省としては、令和元年8月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を策定し、省独自の統計改革の取組を推進しているところ。これに加え、政府として第Ⅲ期基本計画等に盛り込まれた取組についても、関係府省と連携の上、着実に実施し、統計行政の取組をさらに前に進めていく。



R1.12.24 「総合的対策」の報告書取りまとめ（統計改革推進会議）（※）

※R1.8に新設された「統計行政新生部会」で検討

報告書で定めた対策のうち、特に重要な対策については、基本計画に盛り込むことを提言

第Ⅲ期基本計画の改定（R2.6.2 閣議決定）、総合的対策に基づく工程表策定（R2.6.2）

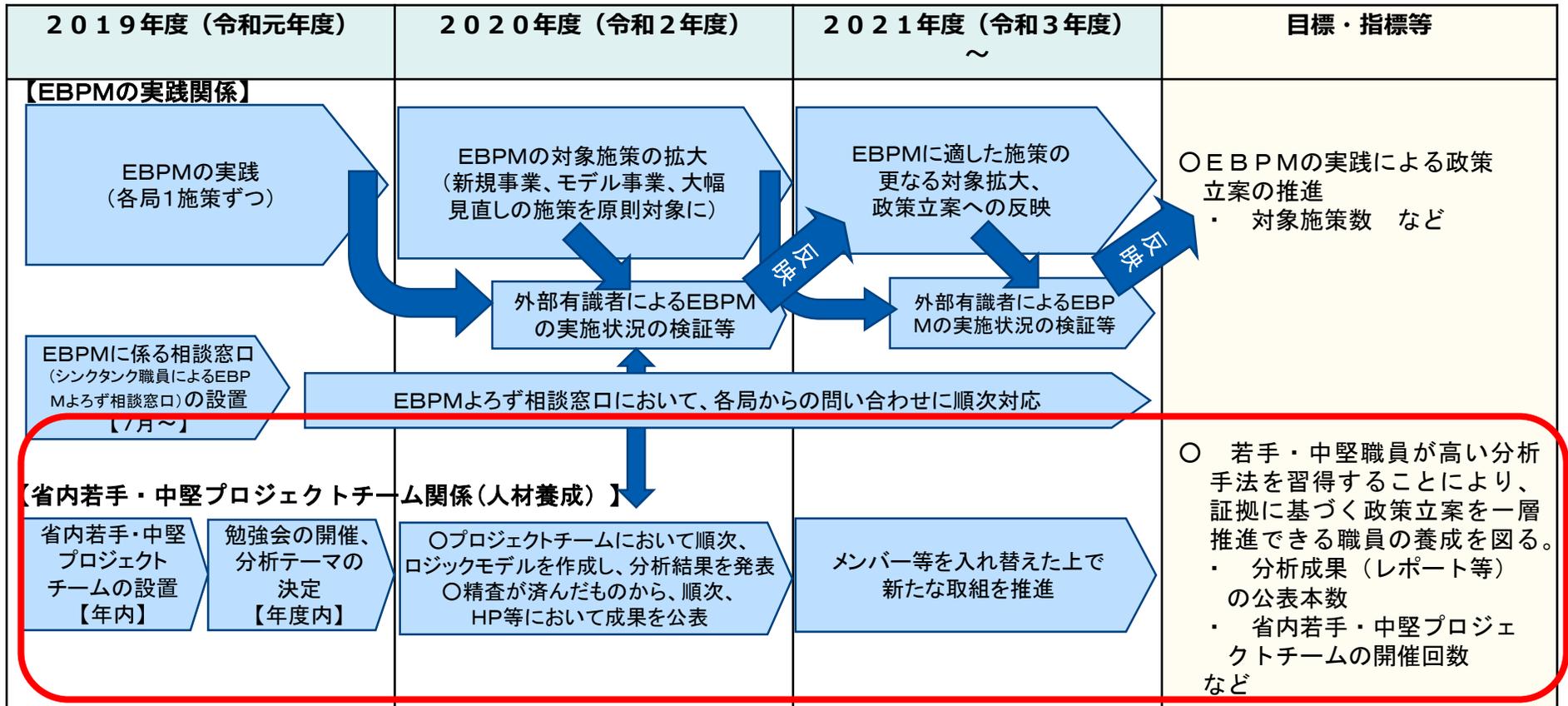
5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

～「第3章1. (2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

(1)取組内容

- 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を実践する。
- こうした取組と並行し、データの利活用の促進並びに若手・中堅職員の分析手法の習得を主たる目的として、省内有志による省内若手・中堅プロジェクトチームを設置し、各局担当者による分析等を行った上で、その結果を、白書や審議会資料等に活用するほか、HP等でレポートを公表する。

(2)スケジュール



E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）にE B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内でE B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、4回の全体会合を開催した。分析テーマに応じて3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用の分析結果については、令和3年5月11日に公表し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、行革事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の活動内容・今後の予定】

- 令和3年度は、新規メンバー18名、継続メンバー3名が参加し、新たな分析に向けて、令和3年5月から活動開始。全体会合を下記のとおり開催した。時間外労働の上限規制のレポートを12月27日に公表した。また、年度途中に7名を追加し、分析結果の出たものから、年度内の公表を目指す。
 - ・第5回 令和3年5月31日
 - チーム長からの挨拶、チーム員等の自己紹介
 - 令和3年度の進め方について
 - ・第6回 令和3年8月10日
 - 各サブチームからの分析テーマ候補発表
 - 今後の進め方について

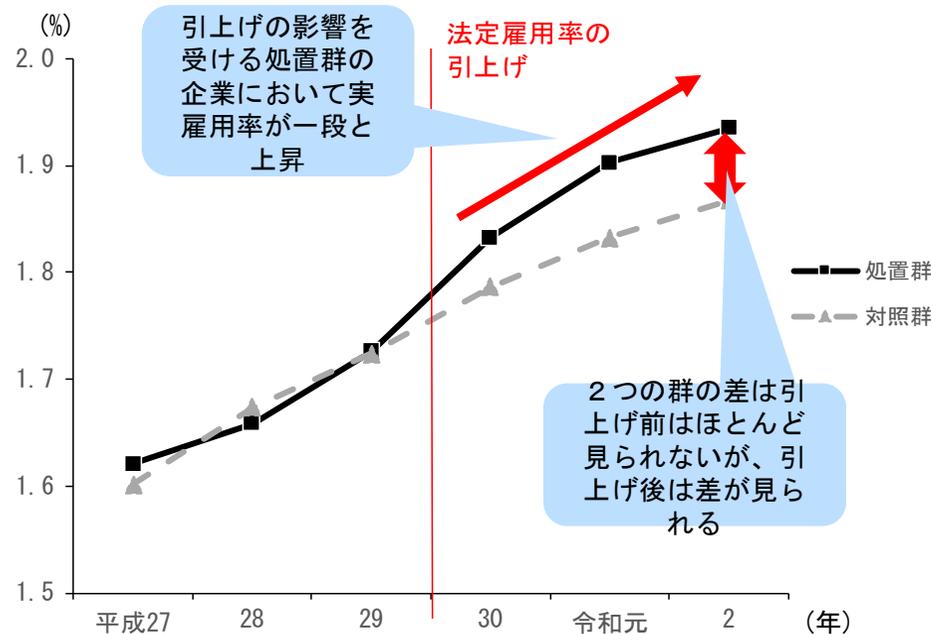
労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し「E B P Mセミナー」を開催。
- 令和2年度第1回 令和2年8月7日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE B P Mに向けて～」(JILPT 池田心豪主任研究員)
- 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」(若手チームメンバー) 等
- 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告(JILPT 高見具広副主任研究員 等)
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

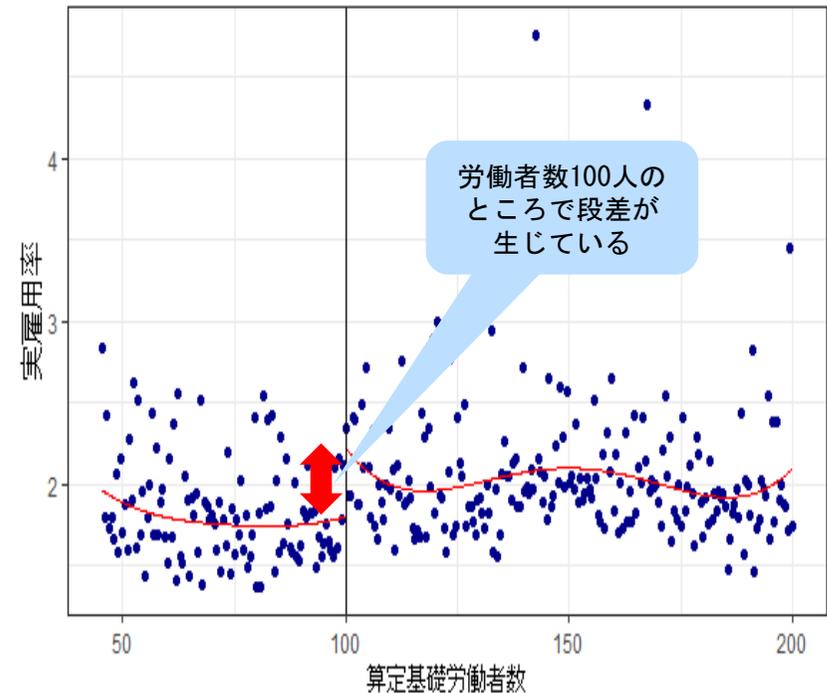
○平成30年4月の法定雇用率引上げにより、障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業と、追加雇用義務が生じていない企業との間で、差の差（Difference-in-Difference）分析を行った結果、引上げ後において障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業ほど、労働者に占める障害者の割合である実雇用率が一段と高まっており、法定雇用率引上げにより障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

○障害者雇用納付金制度の対象となる、労働者100人超の企業と100人以下の企業との間で、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の分析を行った結果、閾（しきい）値となる100人のところで実雇用率に段差が生じており、障害者雇用納付金制度によって障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

法定雇用率引上げによる実雇用率の差の差分析



100人を閾（しきい）値とした回帰不連続デザイン



（資料出所）厚生労働省「障害者雇用状況報告」の特別集計

（注）差の差分析においては、算定基礎となる労働者数が455人未満を対象に集計

- レポートを公表した背景（統計改革について）
- 時間外労働の上限規制について
- 分析データ
- 分析結果

長時間労働問題について

現状分析

- 国際的に見て、我が国の一人当たり平均労働時間は極端に長いとは言えないが、長時間労働者の割合が高い。
 - 平均労働時間（年間）：日本1,680時間、アメリカ1,786時間、イタリア1,723時間
 - 週49時間以上の労働者割合：日本19.0%、アメリカ19.2%、イタリア10.2%、ドイツ8.1%、スウェーデン6.3%

（出典）独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較（2019年版）」

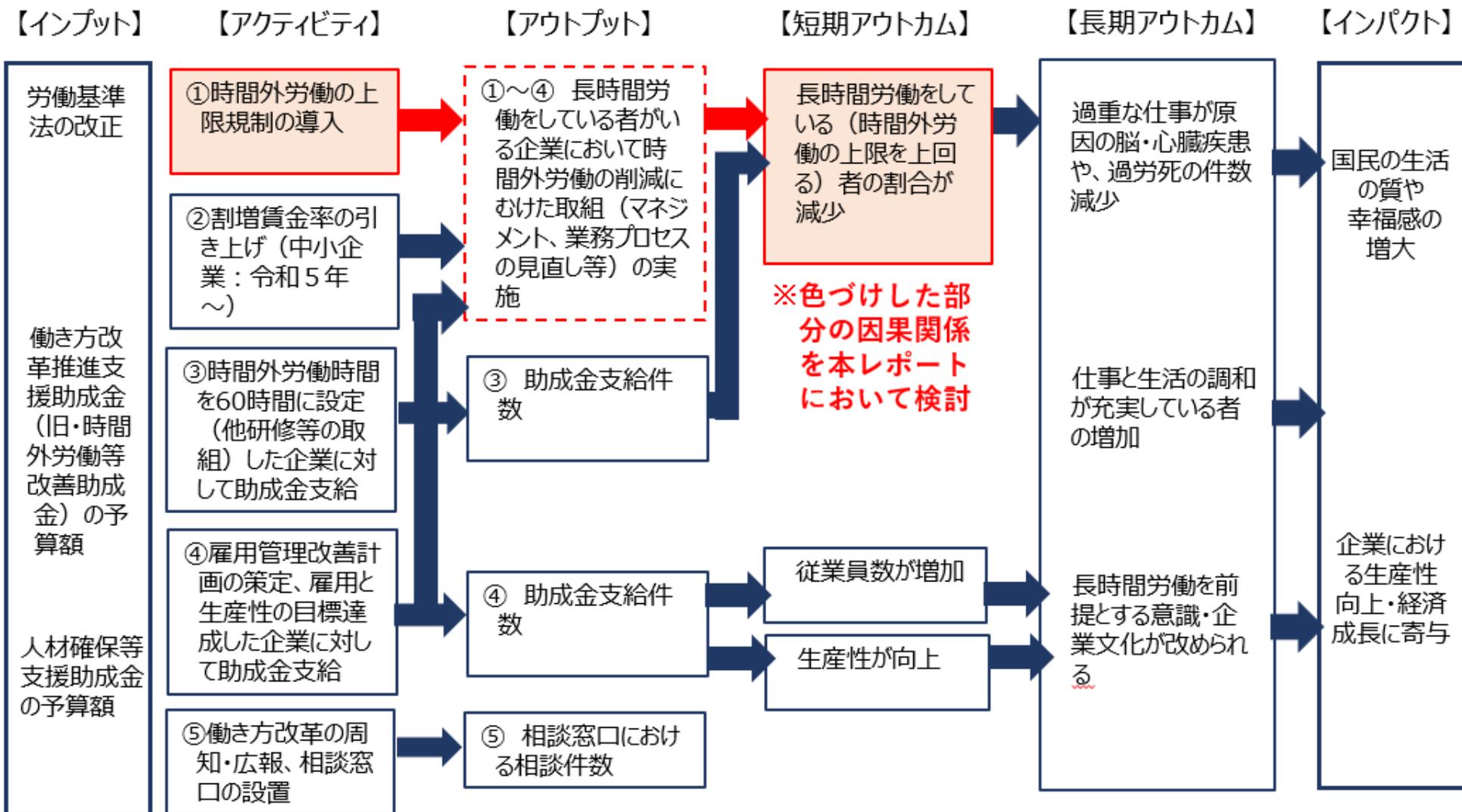
- 長期間による過重業務により脳・心臓疾患を発症する傾向が見られる。

（出典）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

課題

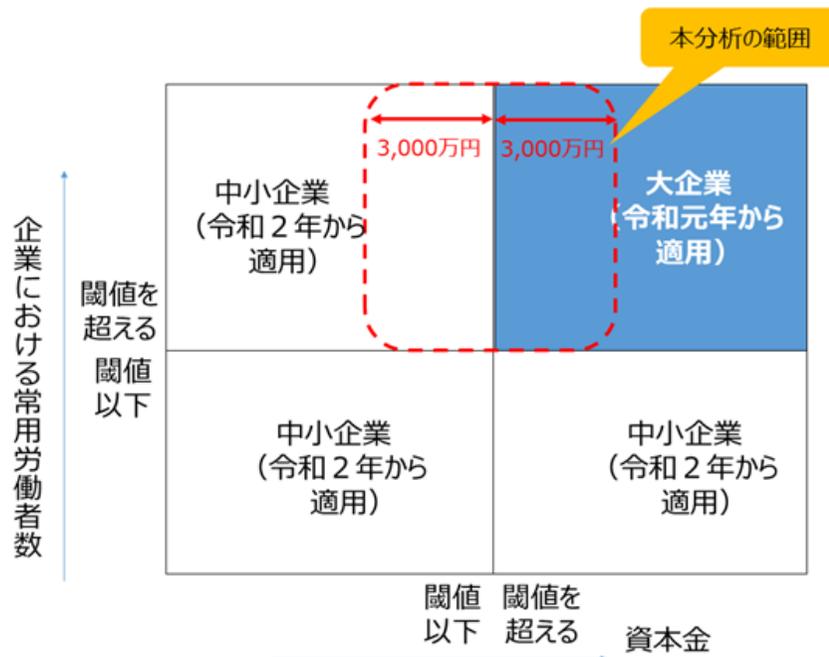
- 長時間労働をしている者の労働時間を削減する。
- 企業において、マネジメントの在り方や業務プロセスの見直しを進める等、長時間労働を削減できる環境を整備し、長時間労働を前提とする意識を改める。

長時間労働の是正に係るロジックモデル



上限規制の適用が1年猶予される中小企業の定義

(常用労働者数と資本金の閾値と大企業・中小企業との関係)



○大企業と中小企業において、適用時期が異なるため、「差の差の分析」が適用できるが、並行トレンドが成立しなかったため、大企業と中小企業の境目の状況に注目した「回帰不連続デザイン」を用いる。

(各産業の資本金と常用労働者数の閾値)

産業	資本金の閾値	常用労働者数 (企業単位) の閾値
小売業	5,000万円	50人
サービス業	5,000万円	100人
卸売業	1億円	100人
その他	3億円	300人

又は

注) 産業の区分は補論2のとおり

- レポートを公表した背景（統計改革について）
- 時間外労働の上限規制について
- 分析データ
- 分析結果

使用するデータについて

賃金構造基本統計調査の活用

- 厚生労働省所管の統計調査のうち労働時間を把握できるものとして、「賃金構造基本統計調査」「国民生活基礎調査」「毎月勤労統計調査」等があるが、分析に必要な項目を把握しテーマに沿うものとして、以下では「賃金構造基本統計調査」（以下「賃金センサス」という。）を用いる。
- 本調査では、毎年6月一ヶ月間の状況を把握している。
- 時間外労働を直接は把握できないので、（超過実労働時間数 + 所定内労働時間数 - 8 × 実労働日数）より推計
- 時間外労働の上限規制に係る除外産業・除外職業を含む建設業、運輸業、医療・福祉は集計対象外とする。

経済センサス-活動調査との連結

- 賃金センサスにおいては資本金を把握していないため、中小企業とそれ以外を厳密に分けることが出来ない。
- そこで、総務省・経済産業省所管「経済センサス-活動調査」（平成28年）と連結し、同調査において資本金を把握している事業所に限った分析を行う。

※以下の分析については、厚生労働省EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームが独自に集計したものである。

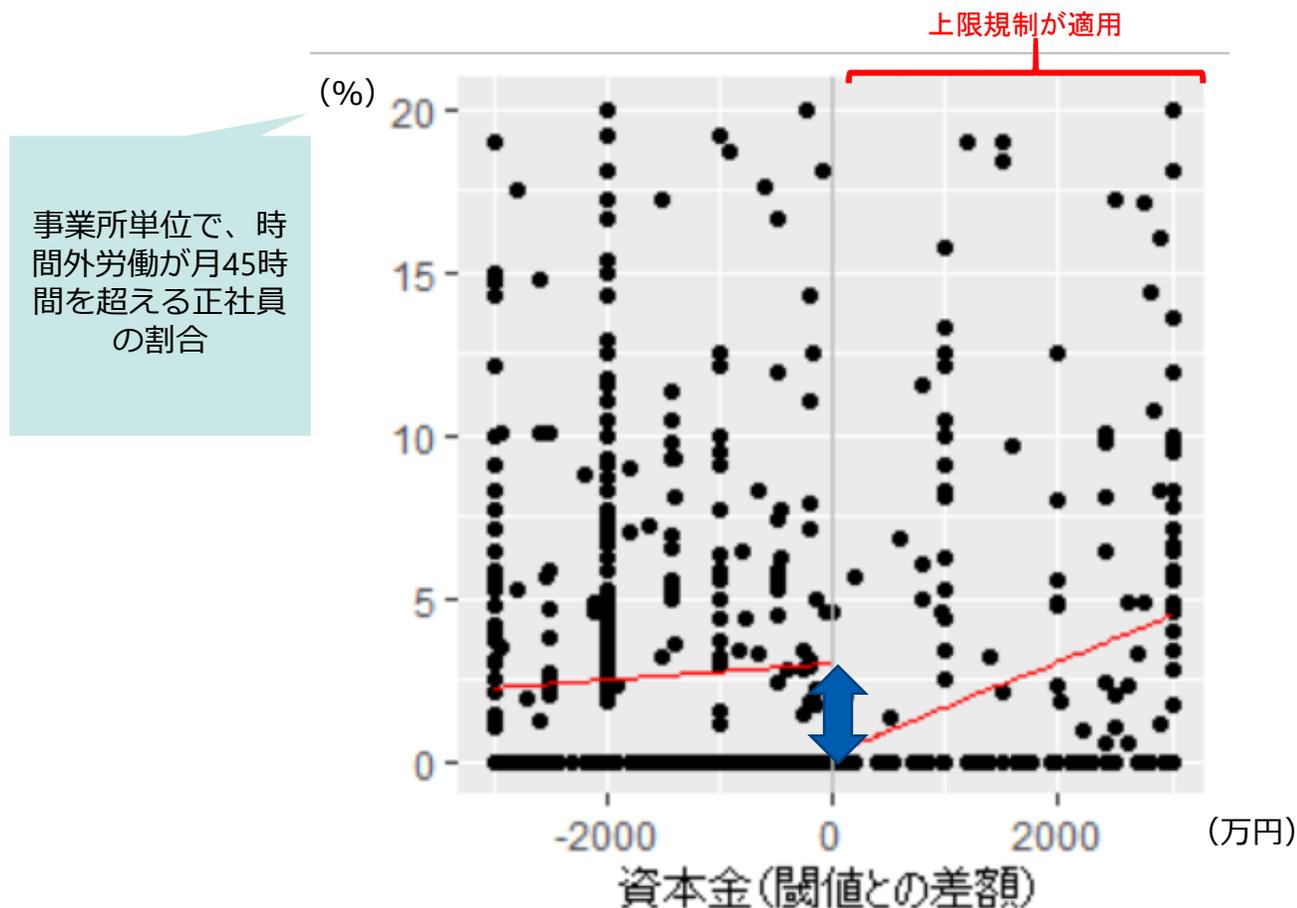
4

- レポートを公表した背景（統計改革について）
- 時間外労働の上限規制について
- 分析データ
- 分析結果

令和元年の回帰不連続デザインの分析結果

資本金が閾値（11ページを参照）近辺において、長時間労働割合に段差が見られる。閾値近辺においては、上限規制により、長時間労働が抑制されている効果が伺える。

【令和元年（大企業のみ適用）】

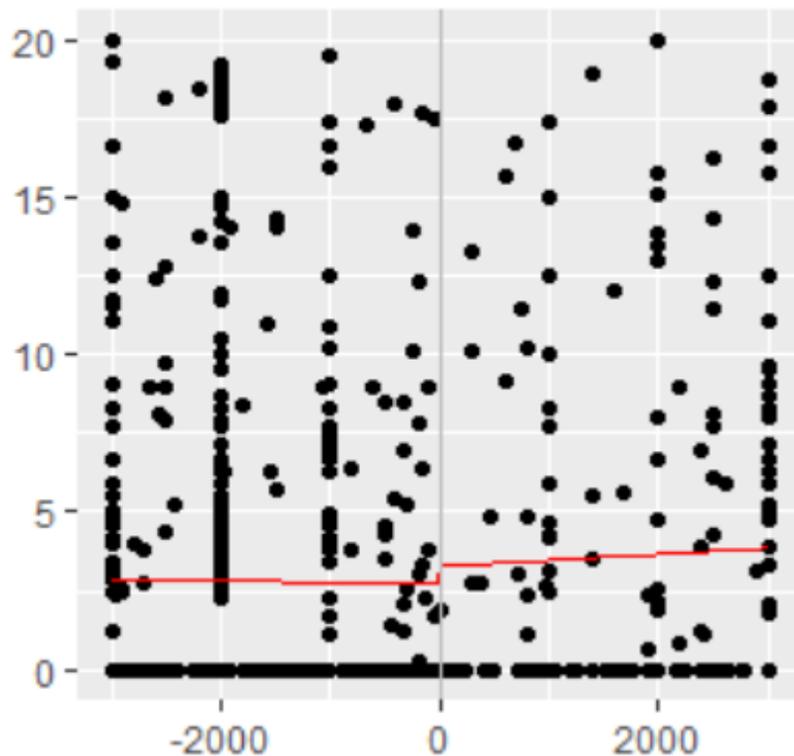


平成28年、令和2年の回帰不連続デザインの分析結果

他の年次において同じような図を考察すると、資本金の閾値において段差が見られない。令和元年においてのみ、閾値における段差が見られたため、上限規制適用による効果が示唆された。

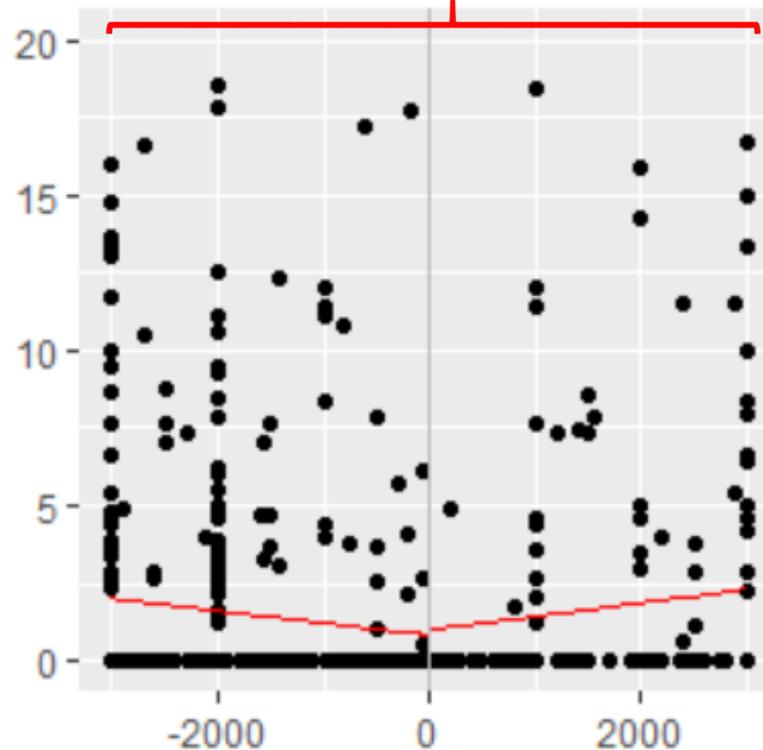
【平成28年】

※働き方改革実行計画策定（平成29年3月28日）の前年



【令和2年（全面適用）】

上限規制が適用



回帰分析の結果

被説明変数＝時間外労働（推計）月45時間超の正社員割合（％）

	平成28年		令和元年		令和2年	
	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5	モデル6
閾値超ダミー	0.54920 (1.24224)	0.16996 (1.22803)	-2.76978 ** (1.06386)	-2.58171 ** (0.91414)	-0.00039 (0.00020)	-0.01566 (0.75723)
資本金	-0.00005 (0.00030)	-0.00019 (0.00029)	0.00025 (0.00031)	0.00011 (0.00029)	-0.00039 (0.00020)	-0.00038 (0.00019)
資本金× 閾値超ダミー	0.00024 (0.00062)	0.00022 (0.00061)	0.00115 * (0.00056)	0.00097 (0.00054)	0.00083 (0.00043)	0.00080 (0.00042)
女性比率		-0.08617 ** (0.01132)		-0.08043 ** (0.00981)		-0.05093 ** (0.00819)
平均年齢		0.03539 ** (0.01744)		0.05607 ** (0.01862)		0.05437 ** (0.01608)
定数項	2.72100 ** (0.58758)	5.39320 ** (1.05493)		4.43938 ** (0.85024)		1.06171 (0.73655)
標本サイズ	1,638	1,638	1,553	1,553	1,393	1,393
自由度修正済み決定係数	0.002	0.058	0.005	0.074	0.001	0.043

まとめ

- 今回のご報告では、時間外労働の上限規制が、大企業にのみ導入された令和元年に注目して、その施策の効果を検証した。その結果、回帰不連続デザインの回帰分析においても、時間外労働の上限規制により、時間外労働が是正される効果があることを示唆する結果が得られた。
- 時間外労働に上限を設け、一律に規制する方法は、健康被害を防止する観点から効果的な手法であると考えられる。一方、我が国における長時間労働の課題に対しては、企業文化やマネジメントの在り方等を踏まえ、様々な施策を総動員する必要がある。長時間労働に依存しない働き方を実現するためには、企業経営への影響や個人の多様な価値観に配慮しつつ、産業特性や事業所規模等の様々な要因を考慮して慎重に検討していく必要がある。